

令和5年度 第1回

横浜市生活自立支援施設指定管理者 第三者評価委員会

日時：令和5年10月12日（木）13:30～15:00

場所：横浜市役所16階N05会議室

■ 開会

■ 委員・事務局紹介

■ 議事

- (1) 委員長の選出
- (2) 評価基準の検討
- (3) 第2回及び第3回委員会の公開・非公開

■ その他

■ 閉会

資料1 評価項目一覧（案）

資料2 評価・採点の考え方（案）

資料3 評価シート（案）

資料4 委員採点表（案）

参考資料

- 別紙1 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会名簿
- 別紙2 指定管理者制度の概要
- 別紙3 指定管理者第三者評価制度の概要
- 別紙4 横浜市のホームレス支援施策の概要
- 別紙5 横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要
- 別紙6 評価の決定までのスケジュール
- 別紙7 横浜市生活自立支援施設運営実績
- 別紙8 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 別紙9 生活困窮者自立支援法
- 別紙10 横浜市生活自立支援施設条例
- 別紙11 横浜市生活自立支援施設条例施行規則
- 別紙12 横浜市生活自立支援施設運営要綱
- 別紙13 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
- 別紙14 施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領
- 別紙15 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

令和5年度 横浜市生活自立支援施設指定管理者第三者評価委員会 評価項目一覧(案)

評価領域	評価項目	評価指標	配点	採点			
				A	B	C	
1 利用者本人の尊重	1-(1)	利用者本位の理念	職員が法人の基本理念を理解し、利用者の自立支援が図られている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	15	15	10	5
	1-(2)	利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成	健康診断の結果を踏まえたアセスメントを実施した上で支援プランを作成している。 法に規定する支援調整会議を開催し利用者の同意が得られている。 支援開始時・入所後2W以内・プラン変更時・終結時に支援調整会議が実施されている。	15	15	10	5
	1-(3)	苦情対応	苦情・要望の受付体制の整備、適正な対応、処理報告書の作成、横浜市への報告書提出が行われている。	15	15	10	5
	1-(4)	利用者アンケート	利用者からの施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上指定管理者による自己評価・公表が行われている。また、迅速なニーズ対応が実施されている。	15	15	10	5
	1-(5)	個人情報保護・人権擁護	個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護に関する取組を行っている。	15	15	10	5
2 職員配置・人材育成	2-(1)	職員の勤務体制	施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。	15	15	10	5
	2-(2)	3職種配置	国の掲げる職員体制の3職種が整備され、適切な事業実施が実現されている。 入所者ニーズに応じた職員配置が検討されている。	15	15	10	5
	2-(3)	人材育成	法人による研修計画に基づき階層別研修等が実施されている。 施設としても、定期的に支援技術向上のための研修が行われ、職員の資質向上が図られている。	15	15	10	5

3	事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	3-(1)	個別ニーズ	生活困窮者自立支援法の理念を踏まえた上で、利用者一人ひとりに寄り添った支援の進め方、個々の置かれた状況に着目した支援の進め方が示されている。若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等に対し個別のニーズに合った適切な支援が実施されている。	15	15	10	5
		3-(2)	アウトリーチ活動	アウトリーチ活動による生活困窮者の発見、施設入所から退所後までの包括的な支援（安定した居所確保、再路上化の未然防止に向けた一体的な支援）が実施されている。	15	15	10	5
		3-(3)	関係機関との連携	自立相談支援機関として、利用者支援の継続性を踏まえた上で、関係機関との連携や引継ぎが実施され退所後も含めた自立支援が図られている。	15	15	10	5
		3-(4)	就労支援	団体の就労支援の進め方が就労意欲の向上に向けて効果的なものとなっており、傷病等により就労が困難な利用者に対しては他の福祉制度の活用など包括的な支援が進められている。	15	15	10	5
4	事業運営（その他運営）	4-(1)	金銭管理	利用者の所持金の管理が適切に行われている。	15	15	10	5
		4-(2)	地域連携	施設が設置されている地域の実情を踏まえ、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源と連携した施設運営が行われている。	15	15	10	5
		4-(3)	業務改善	事例検討や懇談会、調整会議を通じ、課題の抽出を行い、施設運営の改善に取り組んでいる。	15	15	10	5
5	施設の維持・管理	5-(1)	施設・設備の維持保全と管理	長寿命化を踏まえ、建物や設備が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。	15	15	10	5
		5-(2)	事故防止体制・緊急時対応	事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画が整備されている。 ヒヤリハット事例や事故発生時の状況を分析して発生・再発防止策を講じる等、施設運営に反映させている。	15	15	10	5
		5-(3)	衛生管理・感染症対策	施設や給食等の衛生管理、感染症対策や発生後の対応策が具体的なものとなっている。	15	15	10	5

	5-(4)	防災に対する取組	発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策が適切で、職員にも周知されている。 定期的に防災訓練を実施している。 地域と連携した防災の取組がされている。	15	15	10	5	
	5-(5)	横浜市の重要施策を踏まえた運営	横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、横浜市ウェブアクセシビリティ方針、情報公開制度等の趣旨を踏まえた運営を行っている。	15	15	10	5	
	5-(6)	文書管理	文書の内容に応じて保存期間が定められており、適正に保管・廃棄されている等帳簿類の整備がされている。	15	15	10	5	
6	経営管理	6-(1)	施設長のリーダーシップ・主任の役割	施設長自ら施設の理念や基本方針等に沿って業務を遂行している。 また、主任クラスの職員がスーパーバイザーとして役割を果たし、円滑な組織運営が図られている。	15	15	10	5
		6-(2)	効果的かつ効率的な運営	利用者サービスや修繕費等、必要なものには経費や人員等を重点的に充てる一方、経費や労力の削減も意識した管理運営を行っている。 効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。	15	15	10	5
		6-(3)	指定管理料の適正な執行	指定管理料が適切に執行されている。	15	15	10	5

総合評価 (360点満点)		
A	324点以上	概ねA評価
B	288～323点	概ねA,B評価
C	240～287点	概ねB評価
D	180～239点	概ねB,C評価
E	179点以下	概ねC評価

横浜市生活自立支援施設
指定管理者第三者評価委員会
評価・採点の考え方
(案)

横浜市

目次

評価領域 1 利用者本人の尊重

- 評価項目 1-(1) 利用者本位の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 評価項目 1-(2) 利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成・・・・ P 3
- 評価項目 1-(3) 苦情対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 評価項目 1-(4) 利用者アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 評価項目 1-(5) 個人情報保護・人権擁護・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

評価領域 2 職員配置・人材育成

- 評価項目 2-(1) 職員の勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 評価項目 2-(2) 3職種配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 評価項目 2-(3) 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

評価領域 3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）

- 評価項目 3-(1) 個別ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 評価項目 3-(2) アウトリーチ活動・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 評価項目 3-(3) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 評価項目 3-(4) 就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

評価領域 4 事業運営（その他運営）

- 評価項目 4-(1) 金銭管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- 評価項目 4-(2) 地域連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 評価項目 4-(3) 業務改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

評価領域 5 施設の維持・管理

- 評価項目 5-(1) 施設・設備の維持保全と管理・・・・・・・・ P17
- 評価項目 5-(2) 事故防止体制・緊急時対応・・・・・・・・ P18
- 評価項目 5-(3) 衛生管理・感染症対策・・・・・・・・ P19
- 評価項目 5-(4) 防災に対する取組・・・・・・・・ P20
- 評価項目 5-(5) 横浜市の重要施策を踏まえた運営・・・・ P21
- 評価項目 5-(6) 文書管理・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

評価領域 6 経営管理

- 評価項目 6-(1) 施設長のリーダーシップ・主任の役割・・・・ P23
- 評価項目 6-(2) 効果的かつ効率的な運営・・・・・・・・ P24
- 評価項目 6-(3) 指定管理料の適正な執行・・・・・・・・ P25

1 利用者本人の尊重 1-(1) 利用者本位の理念	
<p>【評価指標】</p> <p>職員が法人の基本理念を理解し、利用者の自立支援が図られている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>生活困窮者は、多様で複合的な課題を有していることから、自己有用感や自尊感情を抱けずにいる場合が多いと予想されます。したがって支援員は、本人の思いや気持ちを共感的・受容的に受け止め、寄り添いながら支援を展開していくことが大切です。</p> <p>①掲げる理念・基本方針が「利用者を尊重したもの」になっているか。</p> <p>②職員（非常勤職員含む）がどの程度理解し、また、周知のためにどのような取組を行っているか（管理職とは別に職員にも聞き取りを行い、理解度を確認）。</p> <p>※1 職員への周知の前提として、理念や基本方針が明文化されていることが必要です。</p> <p>※2 周知方法としては、施設内への掲示、職員証等への記載、朝礼等での訓示、研修での説明等が考えられます。</p> <p>その理念や基本方針が、日常のひとつひとつのサービスのベースとなって具現化され、実践されているかについては、後段の具体的なサービスの評価を踏まえて再度吟味してください。</p>	

1 利用者本人の尊重	
1-(2) 利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成	
<p>【評価指標】</p> <p>健康診断の結果を踏まえたアセスメントを実施した上で支援プランを作成している。 法に規定する支援調整会議を開催し利用者の同意が得られている。 支援開始時・入所後2W・プラン変更時・終結時に支援調整会議が実施されている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>アセスメント（生活困窮に陥っている状況を包括的に把握し、その中で対応すべき課題を捉え、それらの背景・要因等を分析し解決の方向を見定めること）は、本人や世帯が置かれている状況や取り巻く環境について理解を深め、信頼関係を築いていく重要な過程です。指定管理者は、本人の課題や問題点にばかり目を向けるのではなく、本人の強みに着目しながら、本人が自分の意思で主体的に自立に向けた行動がとれるよう、個別的な支援を実施できているかが求められます。</p> <p>これを踏まえ、利用者ニーズの適切な把握について、以下のことが実践されているかを確認します。</p> <p>①支援プラン作成にあたって、健康診断結果等を踏まえたアセスメントが実施されているか。</p> <p>②利用者の同意に基づいたアセスメントにより、利用者のニーズが把握されているか。</p> <p>③支援プランの作成や見直しにあたり、利用者の同意が得られているか。</p> <p>④支援開始にあたり、入所後2週間以内に支援調整会議が実施されているか。未開催の場合、合理的な理由があるか。</p> <p>⑤福祉保健センターと調整した上で支援調整会議が開催されているか。</p> <p>⑥プランの変更及び終結時に支援調整会議が実施されているか。</p> <p>⑦必要な関係機関と連携を図りながら支援が行われているか。</p>	

1 利用者本人の尊重 1-(3) 苦情対応	
【評価指標】 苦情・要望の受付体制の整備、適正な対応、処理報告書の作成、横浜市への報告書提出が行われている。	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
【評価の視点・ポイント】 <p>社会福祉法第82条に、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されています。指定管理者は、利用者の意見や要望、苦情等（以下、「要望等」）を把握し、解決に努めるとともに、それらに対応する組織体制の整備に努める必要があります。</p> <p>また、利用者の状況等によって、申しやすい方法や適切な解決方法は一様ではないため、複数の受付窓口や解決のルートが確保されていることが必要です。</p> <p>さらに、要望等に対しては、人権やプライバシーに配慮しながら、誠意を持って適切かつ迅速に対応することが求められます。</p> <p>これらを踏まえ、利用者の要望等について、以下のことが実践されているかを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法人の苦情解決取扱規定に沿った対応が図れているか。 ②要望等の受付体制が整備されているか。 ③第三者委員等の設置により、要望等の解決に客観性が担保されているか。 ④要望等への適切な対応が行われているか。 ⑤要望等の内容と解決策が会議等を通じて職員に周知・理解されているか。 ⑥要望等の事案から施設運営上の課題が抽出され、その後の施設運営に生かされているか。 ⑦要望等について報告書が作成され、市への報告が行われているか。 ⑧苦情解決体制について、施設内の掲示やパンフレット等により施設利用者への周知が図れているか。 ⑨利用者が要望等を申し出やすいよう、工夫がなされているか。 	

1 利用者本人の尊重 1-(4) 利用者アンケート	
<p>【評価指標】</p> <p>利用者からの施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上指定管理者による自己評価・公表が行われている。また、迅速なニーズ対応が実施されている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>施設の運営にあたり、指定管理者は常に利用者へのサービスを向上させる目標を持ち、運営方法の改善を検討し、新たなサービスの実施に取り組む姿勢が求められます。</p> <p>業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上自己評価を行い、指定管理者が自ら公表を実施しているかを確認します。</p> <p>これを踏まえ、利用者からの施設運営に関する意見聴取について、以下のことが実践されているか確認をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者からの要望や意見を把握するため、アンケート等が実施され、聴取された意見等が整理・記録されているか。 ②聴取した内容について職員ミーティング、各種会議等で検討がされているか。 ③聴取した内容について、自己評価を実施し、結果について公表(1回/年)がされているか。 ④聴取した内容に応じ、適宜業務マニュアル等の見直しが図られ、意見が反映されるように変更しているか。 ⑤整理された要望や意見を受けたサービス内容の向上、業務改善の実績が客観的に分かる状態となっているか。 	

1 利用者本人の尊重 1-(5) 個人情報保護・人権擁護	
<p>【評価指標】</p> <p>個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護に関する取組を行っている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>本指定管理施設はその性質上、入退所による利用者の出入りが非常に多く、最大定員250名の自立支援を実施する施設であるため、多くの個人情報を取得し、取り扱いを行わなければなりません。取得した個人情報については、機密性を確保して、適正に取り扱うことが必要です。施設の運営管理業務の実施にあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」）」等の関係法令が遵守され、施設の責任体制・管理体制が明確に示され、従事職員に対する研修等が定期的実施された上で正しく理解し実践されていることが重要です。</p> <p>①個人情報保護条例をはじめとした関係法令等が遵守されているか。</p> <p>②法人が規定する「個人情報に関する文書等管理規則」等に基づき、施設内での責任体制・実施体制の整備、文書管理台帳の作成、個人情報の保管・廃棄等が適切に実施されているか。</p> <p>③個人情報を取り扱う従事者に対し、必要な研修が実施されており、周知・徹底が図られているか。</p> <p>④法人が保有する個人情報の漏えいがなく、漏えい防止の取組がなされているか。</p> <p>人権擁護に関する取組については、職員が利用者を尊重し、利用者に対して適切な対応が出来ているかを確認します。近年、介護施設等での利用者への虐待について頻繁に報道されており、意識・無意識に関わらずどのような態度・対応が不適切かを日ごろから確認しあい、防ぐための取組を行っているかを聴取し評価します。</p> <p>①接遇に関して、職員への研修・啓発を行っているか。また、浸透させるために工夫がみられるか。</p> <p>②人権侵害が起こった際の事実関係の把握や利用者のフォローが行われる体制が整備されているか。</p>	

2 職員配置・人材育成	
2-(1) 職員の勤務体制	
【評価指標】	
施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
【評価の視点・ポイント】	
<p>施設運営・業務実施にあたっては、施設目的を達成するために、「横浜市生活自立支援施設運営要綱」や「指定管理者公募要項」等において、職員配置について規定しています。円滑な運営、効果的な自立支援を実施できる体制が整備されているかを評価します。</p> <p>また、施設の運営に支障がないように職員の勤務形態を定めており、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守した体制が整備されていることも重要です。</p> <p>職員名簿・業務分担表・シフト表・嘱託員雇用契約書等を参考に、実施体制について確認します。</p>	
<p>(参考) 横浜市生活自立支援施設運営要綱</p> <p>第3条 条例第3条第4項の規定に基づき、市長に指定された施設の指定管理者は、次の職員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設長 (2) 事務員 (3) 生活支援員（以下「支援員」という。） (4) 看護師 (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣） (6) 嘱託医（精神科） (7) その他施設の管理のために必要な職員 	

2 職員配置・人材育成	
2-(2) 3職種配置	
<p>【評価指標】</p> <p>国の掲げる職員体制の3職種が整備され、適切な事業実施が実現されている。 入所者ニーズに応じた職員配置が検討されている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>国が定める「自立相談支援事業実施要領」によれば、自立相談支援事業を実施する機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置することを基本としています。本市においても、同事業の実施にあたり、「施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領」において、前述の専任職員を配置することを規定しています。</p> <p>これらの専任職員については、単に配置がされるだけでなく、定員250名、365日24時間稼働する施設であることを加味した上で、必要な職員数が配置され、効果的・効率的な運営・事業の実施が実現されているかが重要です。</p> <p>今期指定管理選定時に法人より提案された業務職員数が配置され、生活困窮者自立支援法の趣旨に沿った包括的な自立相談支援が実施出来る体制が維持されているかどうか、体制上の観点から適切な事業実施が実現されているかを確認します。</p> <p>また、職員名簿・業務分担表を参照し、現行の実施体制についても確認します。</p> <p>(参考) 職員配置について</p> <p>主任相談支援員：2名 (相談業務全般に高度な相談支援技術が求められることから、生活困窮者の相談支援業務に5年以上従事している者など、一定の資格又は実務経験をもつ者を配置します)</p> <p>就労支援員：2名 (利用者の就労支援に関わり、ハローワークなどとの連携や職業訓練、就労支援などを受け持ちます。就労支援の経験が長く適切な助言支援が行える職員を配置します)</p> <p>相談支援員：19名 (省略)</p> <p style="text-align: right;">※今期指定管理選定時の応募関係書類より抜粋</p>	

2 職員配置・人材育成	
2-(3) 人材育成	
<p>【評価指標】</p> <p>法人による研修計画に基づき階層別研修等が実施されている。 施設としても、定期的に支援技術向上のための研修が行われ職員の資質向上が図られている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>人材育成の実施は、職務上必要とされる知識・能力を職員に効率的かつ体系的に習得させることができ、組織能率の向上や施設の支援水準の向上が期待できます。</p> <p>人材育成を効果的に進めるためには、どのような職員を育成したいのかという明確なビジョンを持ち、その実現のために計画的に取り組むことが必要となります。また、計画・育成指針は、策定されているだけでなく、実際に実行されていることが大切です。同時に、個々の職員に着目した目標設定と効果測定が不可欠です。</p> <p>人材育成の実施にあたり、以下のことが実践されているかを確認します。</p> <p>①施設の人材育成に関する責任の所在が明確になっているとともに、個々の職員・主任に期待される役割、職員配置の考え方、人材育成の方法（スーパービジョン等の手法や、必要に応じた外部の専門家の支援の活用などを含む）、昇任・昇給等の仕組み等が明文化されているか。</p> <p>②法人（施設）による研修計画が階層別に策定されており、実施されているか。</p> <p>③法人の定めた「資格取得支援制度」により、職員の資格取得が支援されているか。</p> <p>④厚生労働省が実施する3職種の研修が実施された際に、受講可能な者について奨励し、受講に繋がっているか。</p> <p>⑤研修の成果を評価して研修内容を常に見直しているか。</p> <p>⑥研修した成果を職場で活かすための工夫がされているか。</p>	

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(1) 個別ニーズ	
【評価指標】	
生活困窮者自立支援法の理念を踏まえた上で、利用者一人ひとりに寄り添った支援の進め方、個々の置かれた状況に着目した支援の進め方が示されている。若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等に対し個別のニーズに合った適切な支援が実施されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
【評価の視点・ポイント】	
<p>本指定管理施設については、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する方式により、個別支援計画の作成及び利用者の状況に寄り添った支援を進めています。自立相談支援事業における相談支援プロセスの概要である、インテーク、アセスメント、支援プランの立案、支援調整会議での支援プランの決定、支援の実施、支援調整会議での評価、再プラン、終結といった一連の流れを理解し、その上で、本人に寄り添った個別的な支援が図られているかを評価します。</p> <p>また、本施設は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、従前のホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）より新制度（一時生活支援事業）へ移行することとなり、これまで以上に多種多様な課題を抱えた人たちが施設利用の対象となりました。傷病者・若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等に対し、個別のニーズに合った適切な支援が実施されているかを評価します。</p> <p>上記を踏まえ、利用者一人ひとりに寄り添った個別支援が進められているか、以下のことが実践されているかを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個々の置かれた状況に着目された支援プランが作成されているか。 ②支援プランに沿った支援が実践されているか。 ③多種多様なニーズに対応するため、複数の支援メニューが策定されているか。 ④若者・女性・障害者などの様々な事情を抱えた利用者に対し、きめ細かな個別支援が行われているか。 ⑤依存症者に対し、医療受診や自助グループへのつなぎ等、回復支援が実施されているか。 ⑥認知的な行動が認められた場合、本人の意向を尊重しながら、医療機関への受診や施設入所等の対応がされているか。 	

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(2) アウトリーチ活動	
<p>【評価指標】</p> <p>アウトリーチ活動による生活困窮者の発見、施設入所から退所後までの包括的な支援（安定した居所確保、再路上化の未然防止に向けた一体的な支援）が実施されている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>従来、ホームレス総合推進事業として実施してきた巡回相談支援事業は、困窮制度への移行に伴い、施設と一体的に運営されるアウトリーチ活動へと位置付けられました。</p> <p>生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な方もおり、地域における関係機関とのネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じた訪問・声掛けを実施することが重要となります。</p> <p>また、施設利用者が退所した後、再度路上生活に陥ってしまわないように支援を継続していくことも重要な視点です。</p> <p>自立相談支援機関のアウトリーチ活動と施設での自立支援が有機的に連携して支援が進められているかを評価します。</p> <p>上記を踏まえ、施設入所から退所後まで、包括的な支援が実施されているか、以下の観点から確認します。</p> <p>①路上生活者含む生活困窮者が、早期支援に繋がるよう、施設として積極的な地域ネットワークづくりに取り組んでいるか。</p> <p>②長期化・高齢化する支援が困難なホームレスに対し、路上生活から脱却させるための取組に工夫がみられるか。</p> <p>③再度路上生活に至らないよう、関係機関と連携を図り、継続的な支援が実施されている（次項目の関係機関との連携を踏まえて検討ください）。</p> <p>④再路上化してしまったホームレスの意見等を聴取し、施設にフィードバックされているか。また、その後の支援やアウトリーチ活動に活かされているか。</p>	

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(3) 関係機関との連携	
<p>【評価指標】</p> <p>自立相談支援機関として、利用者支援の継続性を踏まえた上で、関係機関との連携や引継ぎが実施され退所後も含めた自立支援が図られている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>近年の社会情勢の変化に伴う福祉ニーズの高度化・複雑化に対応するため、複合的な課題を有する生活困窮者に十分な支援を実施するためには、関係機関との連携が不可欠です。包括的な支援を実現させていくためには、福祉分野のみならず、保健・雇用・教育・金融・住宅・産業・農林漁業など、様々な分野との連携が必要となります。</p> <p>自立相談支援業務に従事する職員には、あらゆる角度から対象者の抱える問題を解決するための視点と様々な知識が求められます。</p> <p>困窮制度で示される「包括的、個別的、早期的、継続的、地方分権・創造的」な支援を実施するために、どのように関係機関と連携を図っているかを評価します。</p> <p>上記を踏まえ、関係機関との連携について、以下のことが実践されているか確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の施設退所にあたり、必要な支援機関に対して支援の調整が行われているか。 ②関係機関との連携が福祉分野のみに留まらず、包括的な支援を実現させているか。 ③公的な制度だけでなく、インフォーマルな支援や地域住民の協力等についても連携が行われているか。 ④関係機関との連携により、一時的・短期的な支援でなく、利用者の状況に合わせた切れ目ない段階的・継続的支援が提供できているか。 ⑤利用者支援を通じて、施設として様々な分野の社会資源の連携を促進する「地域づくり」に取り組んでいるか。 	

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(4) 就労支援	
【評価指標】 団体の就労支援の進め方が就労意欲の向上に向けて効果的なものとなっており、傷病等により就労が困難な利用者に対しては他の福祉制度の活用など包括的な支援が進められている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
【評価の視点・ポイント】 就労に関する支援は、意欲や能力の有無といった単純なものではなく、生活歴や健康状況、家族関係等の多くの課題や背景が複合的に絡み合っており、これらの課題を一つひとつ紐解きながら、就労が可能な生活困窮者について、より安定した職業に結び付けていくことが求められます。 困窮制度の最大の目標は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」であり、ここでいう自立の概念には、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立があり、就労は単に経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立に繋がる営みであると考えられています。 施設として、体系的に就労支援が実施されているかどうかを評価します。 上記を踏まえ、就労支援に関する取り組みについて、以下のことが実践されているか確認します。 ①就労困難者に対して、生活保護や生活困窮制度等と連携した支援プランの作成がなされているか。 ②傷病等により直ちに一般就労に向かうことが困難な人、就労意欲が低下・喪失してしまった人に対する支援の進め方に工夫がみられるか。また、後者について施設として意欲喚起に取り組んでいるか。 ③利用者の状況に応じて、一般就労を目指すか、中間的就労を目指すか等が検討され、適切に支援プランが策定されているか。 ④単に就労支援員が施設に配置されているだけの状態ではなく、就労支援員が効果的・効率的に機能しているか。 ⑤就労支援開始にあたり、適宜就労支援員を含めたケース会議等が実施され、検討されているか。	

4 事業運営（その他運営）	
4-(1) 金銭管理	
<p>【評価指標】</p> <p>利用者の所持金の管理が適切に行われている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>利用者の自立支援を目的として、やむを得ず利用者の所持金等について管理を行う場合には、管理規定等に基づき適切に実施されなければなりません。法人の規定する「利用者預り金管理規定」「横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」利用者預り金管理細則」に基づき実施されているかどうかを評価します。</p> <p>これを踏まえ、利用者の所持金の管理が適切に行われているかを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①規定されている内容は十分なものであるか。 ②規定について、適宜改正がされており、都度見直されているか。 ③規定に基づき所持金等を預かる際に、利用者に具体的説明がされているか。 ④施設が預かり金を管理することについて、書面により同意を得ているか。 ⑤全職員に周知徹底されているか。 ⑥出納状況について記録がされているか。また、定期的に照合されているか。 ⑦出納管理については、利用者に求められずとも、定期的に開示しているか。 ⑧複数職員によるダブルチェック体制がとれているか。 ⑨通帳と印鑑は別々に保管されているか。 ⑩一律に金銭管理を行っていないか。不要な管理は行っていないか。 	

4 事業運営（その他運営）	
4-(2) 地域連携	
<p>【評価指標】</p> <p>施設が設置されている地域の実情を踏まえ、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源と連携した施設運営が行われている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>指定管理施設は、公の施設として、地域の実情を把握し、課題に向き合う姿勢が求められます。地域の実情を理解し、地域の支援機関の中心的な役割果たすことが求められます。そのため、地域の関係機関と連携し、地域課題に主体的に取り組んでいるかを評価します。</p> <p>①地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等との連携を模索し、地域の社会資源の発掘を自主的に実施しているか。</p> <p>②地域との良好な関係を構築するために、一時的、場当たりの取り組みではなく計画的に交流がなされているか。</p> <p>③施設は、利用者のみならず、地域の人たちにとっても貴重な社会的資源であることを踏まえ、一般市民や地域で活動する団体等に施設の設備を貸し出しているか。</p> <p>④施設の基本方針や利用条件・サービス内容等の問い合わせについて、いつでも対応ができるようになっているか。</p> <p>⑤利用希望者や関係先機関に対し、利用者に配慮した上で施設見学等の対応を行っているか。</p> <p>(参考) 寿地区について</p> <p>横浜の寿地区は、東京の山谷地区、大阪のあいりん地区と並んで「日本三大簡宿街」と呼ばれてきました。昭和30年代以降、多くの日雇い労働者が寿地区に集中的に住んでいましたが、移り行く社会情勢の変化の中、労働者が減少する一方で住民の高齢化が進み、かつての「日雇い労働者のまち」から「福祉ニーズの高いまち」へと変貌を遂げてきました。このような変遷の中で、自治会町内会や簡易宿泊所、介護事業所、NPO法人など様々な方が地区内で活動しています。また、平成31年度には寿地区における福祉や交流の拠点となる横浜市寿町健康福祉交流センター（旧 寿町総合労働福祉会館）が供用開始しました。このような社会資源が豊富であることも寿地区の特性です。</p>	

4 事業運営（その他運営）	
4-(3) 業務改善	
【評価指標】 事例検討や懇談会、調整会議を通じ、課題の抽出を行い、施設運営の改善に取り組んでいる。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
【評価の視点・ポイント】 <p>自立相談支援機関は事業を効果的に実施し、その質を向上させるために、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を定め、その実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすことが求められます。</p> <p>また、日々の業務にあたっては、事例検討や懇談会、調整会議を通じて、課題の抽出や整理が行えており、施設としてのサービスや機能についても言及されていることが重要です。</p> <p>PDCA サイクルに基づく、持続的改善の仕組みが確立され、施設の事業運営の維持向上に努めているかを評価します。</p> <p>これを踏まえ、業務改善に関する以下の事項について確認します。</p> <p>①ケーススタディ等の実施により、今後事業化が必要な課題が収集・整理されているか。</p> <p>②懇談会・調整会議の記録が整理されており、課題が抽出され解決に向けた取組が計画的に実施されているか。</p> <p>③過年度を踏まえた年間の事業計画書が作成されており、現実と乖離していない妥当性のある目標等が設定されているか。</p> <p>④年間の事業計画に対する振り返りが実施され、事業運営の水準が向上しているか。</p>	

5 施設の維持・管理	
5-(1) 施設・設備の維持保全と管理	
<p>【評価指標】</p> <p>長寿命化を踏まえ、建物や設備が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。</p> <p>利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>指定管理者は公の施設における事業提供という認識を常に持ち、施設設備及び備品の状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が安全で快適に利用できるように適正な維持保全及び管理を実施していくことが求められます。</p> <p>また、長寿命化推進に向けた取り組みの実施により、建築物のライフサイクルコストの縮減、建替えに伴って発生する建設廃棄物の削減、光熱水費等のエネルギーコストを抑制することも重要です。</p> <p>多くの人が利用する、或いは訪れる公の施設として、美化推進のために清掃や外構植栽等の管理が計画的に実行されていることも求められます。</p> <p>これを踏まえ、施設・設備等について保守管理や点検、修繕等の維持保全が計画的に実行されているかを確認します。</p> <p>①委託業者による設備点検が定期的に行われ、問題点等が発生した場合に早急な対応策を講じているか。</p> <p>②今期指定管理選定時の提案書に沿って、職員による日常の設備点検が実施されているか。</p> <p>③今期指定管理選定時の提案書に沿って、施設内の清掃業務について「仕事チャレンジ講座」修了者を積極的に雇用している業者の指名入札が行われているか。</p> <p>④防火設備点検、火器取り扱い場所等点検、屋内配線状況の点検、布団乾燥、害虫駆除、清掃業務、小破修繕等が計画的に行われているか。</p> <p>⑤館内の掲示物について、適正な管理が行われているか。</p> <p>⑥施設として、修繕を要する箇所を把握しており、緊急性等を考慮した計画的な保全を行っているか。</p>	

5 施設の維持・管理	
5-(2) 事故防止体制・緊急時対応	
<p>【評価指標】</p> <p>事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画が整備されている。 ヒヤリハット事例や事故発生時の状況を分析して発生・再発防止策を講じる等、施設運営に反映させている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>事故等の発生時に適切かつ迅速な対応がとれるよう、日常的に事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることは非常に重要です。</p> <p>事故等に備えて、事故防止や緊急時の行動についてマニュアルが整備され、計画的に研修や訓練が実施され、本市や法人本部への報告体制が整備されているかを評価します。また、事故等が発生した場合において、事故の原因究明や対応についての振り返り・検証が適切に実施され、再発防止策の策定等、検証結果を施設運営に反映する体制が確立されているかについても評価します。</p> <p>これを踏まえ、事故等に備えた対応について、以下のことが実践されているかを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事故防止・事故対応マニュアルが整備され、職員に周知されているか。 ②事故等発生時の研修や訓練が計画的に実施されており、その内容や頻度は十分か。 ③事故発生時の本市・法人への報告体制が具体的に示されているか。 ④事故等の再発防止に向けた検証が適切に実施され、施設運営に反映する体制が整備されているか。 	

5 施設の維持・管理	
5-(3) 衛生管理・感染症対策	
<p>【評価指標】</p> <p>施設や給食等の衛生管理、感染症対策や発生後の対応策が具体的なものとなっている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>本施設は、最大250名が利用する集団生活の場です。このため、食中毒や感染症が発生すると急激に利用者に拡大するリスクがあります。食中毒や感染症を発生させない予防の取組みと、発生した際に感染の拡大を防ぐための具体的な対応の取組みが必要です。</p> <p>施設や給食等の衛生管理について、感染症の予防と発生時対応策について、それぞれ具体的な指針やマニュアルが整備されており、従事する職員等に周知・徹底が図れているかどうかを評価します。</p> <p>これを踏まえ、衛生管理や感染症について、以下のことが実践されているか確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設や給食等の衛生管理について指針やマニュアルが整備されているか。 ②感染症の予防と発生時の対応策について指針やマニュアルが整備されているか。 ③①②に基づき、具体的な取組が実施されているか。 ④栄養士の献立に基づき、栄養バランスのとれた食事が提供されているか。 ⑤食事が献立とおりに調理されているか。朝、昼、夕3回の検食が行われているか。 ⑥成人疾患、消化器系の疾病等を持つ利用者に対し、個別の食事対応がされているか。 ⑦就労等利用者の個別の状況に応じて食事の取り置きを行う際、衛生状態に配慮したものであるか。 ⑧施設の環境衛生管理に努め、清掃や施設内消毒、寝具の乾燥、リネン類の交換等が実施されているか。 ⑨感染のリスクが明らかになった場合、他の利用者や職員への感染を防ぐ対応が行えているか。 	

5 施設の維持・管理	
5-(4) 防災に対する取組	
<p>【評価指標】</p> <p>発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策が適切で、職員にも周知されている。 定期的に防災訓練を実施している。 地域と連携した防災の取組がされている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>非常災害や緊急事態の発生に備え、あらかじめ災害時や緊急時のマニュアルを整備しておくことは極めて重要です。日常的に安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努める必要があります。</p> <p>また、災害発生時に迅速に避難誘導を行うことができるよう、緊急時を想定した避難訓練等の実施も大切です。施設利用者の中には、一人で身体の安全を確保したり、避難を行ったりすることが困難な方もいる可能性があります。いざという時に備えて、施設環境を整備しておくことも必要です。</p> <p>地域との連携・協力は、地震・火災発生時や復旧時に極めて有効です。地域で行う防災訓練に施設としても参加し、情報伝達や避難方法について十分理解しておくことが求められます。</p> <p>これを踏まえ、災害発生時の取り組みとして、以下のことが実践されているか確認します。</p> <p>①災害時や緊急時のマニュアルが整備されているか。 ②施設内の備品等の転倒防止対策が十分か。 ③窓や食器棚等のガラス飛散防止対策がされているか。 ④建物内の安全な避難スペース、消火器の位置、地震時に開放する出口位置、避難経路等、防災に関する事項が全職員（夜間の宿直員含む）に周知されているか。また、掲示物等によって利用者にも分かりやすいように周知されているか。 ⑤少なくとも1年に2回、防災避難訓練を実施しているか。 ⑥地域の防災訓練等に参加するなど、地域と連携した防災への主体的な取組がされているか。</p>	

5 施設の維持・管理	
5-(5) 横浜市の重要施策を踏まえた運営	
<p>【評価指標】</p> <p>横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、横浜市ウェブアクセシビリティ方針、情報公開制度等の趣旨を踏まえた運営を行っている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理運営を行う立場から本市の重要施策に対して積極的に取り組む姿勢が求められます。本市における指定管理者制度の運用は、「サービス向上」「経費節減」に留まらず、公共性に基づく価値の創出を目的としていることを踏まえ、本市の重要政策課題への対応状況について評価を行います。</p> <p>横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの優先的な物品等の調達方針、横浜市ウェブアクセシビリティ方針、情報公開制度等の本市の重要施策を理解し、これらの趣旨を踏まえた運営・事務処理を行っているか、以下の観点から評価します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①横浜市人権施策基本指針に基づき、施設として人権に関する諸課題の解決に向けた取組が実施されているか。 ②横浜市男女共同参画行動計画に基づき、計画の趣旨を踏まえた取組がなされているか。 ③ヨコハマ3R夢プランに基づき、適正なゴミ処理による資源・エネルギーの有効活用と確保がなされているか。 ④市内中小企業振興について、工事発注、物品や役務の調達等に対し、市内中小企業への受注機会拡大を図り、市内経済の発展や市民生活向上に寄与しているか。 ⑤障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達について検討されているか。 ⑥すべての人が身体的制約や環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように、ウェブサイトのアクセシビリティ・ユーザビリティの確保・向上に努めているか。 ⑦情報公開規程を作成しているか。同規定に基づく対応が図れているか。 	

5 施設の維持・管理	
5-(6) 文書管理	
<p>【評価指標】</p> <p>文書の内容に応じて保存期間が定められており、適正に保管・廃棄されている等帳簿類の整備がされている。</p>	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>文書管理は、施設における業務の効率化や書類紛失のリスクを下げることに備えた対応等の上で非常に有効です。</p> <p>文書の中には個人情報を含むものも多くあり、その保管については厳重な規定を設けて、万全を期す必要があります。文書の種類に応じた保存期間の設定や、適正に保管・廃棄が実施されているかを評価します。</p> <p>これを踏まえ、文書管理（個人情報含む）について、以下のことが実践されているか確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文書種別に応じた保管期間が設けられ、適切に保管・廃棄がされているか。 ②法人が規定する「個人情報に関する文書等管理規則」等に基づき、施設内での責任体制・実施体制の整備、分書管理台帳の作成、個人情報の保管・廃棄等が適切に実施されているか（1-(5)と重複）。 ③個人情報ははじめとした秘匿情報が記載された重要書類を適切に管理するための工夫がなされているか。 ④施設として、文書管理の最適化（＝保有文書量の削減）を図るために、ペーパーレス等の取組が実施されているか。 <p>(参考) 横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）</p> <p>第17条 指定管理者は受託した事務を行う場合において、第14条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	

6 経営管理	
6-(1) 施設長のリーダーシップ・主任の役割	
<p>【評価指標】</p> <p>施設長自ら施設の理念や基本方針等に沿って業務を遂行している。 また、主任クラスの職員がスーパーバイザーとして役割を果たし、円滑な組織運営が図られている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>施設長は利用者の生活を支えるという視点から、サービスを創造し実践することが重要です。社会情勢や利用者ニーズ、地域の変化を的確にとらえ、施設運営に反映していくことが求められます。</p> <p>また、主任クラスの職員にはスーパーバイザーとしての役割が求められ、管理的機能、教育的機能、支持的機能が効果的に働き、組織的運営が円滑に推進されることが重要です。とりわけ、自立相談支援機関における主任相談支援員は、相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な技術が求められるとともに、社会資源の開拓・連携等を行う必要があります。</p> <p>施設長及び主任クラスの職員が、自らの役割を充分理解し、有効的に機能しているかを評価するため、以下のことについて確認します。</p> <p>①施設長は、社会情勢やニーズの変化をとらえ、施設の運営に反映させているか。</p> <p>②施設長は、基本方針等の実行にあたっては、会議等において利用者及び職員の意見を聞き取った上で、その効果を総合的に判断し取り組んでいるか。</p> <p>③施設長は必要に応じて、外部の専門家に助言を求め、方針等を判断しているか。</p> <p>④主任クラスの職員が施設運営上で適切に配置されているか。</p> <p>⑤主任クラスの職員がスーパーバイザーとして効果的に機能しているか（以下の観点から確認）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性向上や利用者支援の質の向上を目的とし、スーパーバイザーによる指導・助言・管理が行えている。 ・質の高い業務を遂行するために、スーパーバイザーへ必要な知識・技術を教えたり、今後学ばなければならない領域を示唆している。 ・スーパーバイザーが抱える業務への不安を取り除き、前向きに仕事へ取り組むことができるよう、できている点や良い点を認め、今後伸ばしてほしい能力についてもスーパーバイザーが自ら気づけるように支援している。 	

6 経営管理	
6-(2) 効果的かつ効率的な運営	
<p>【評価指標】</p> <p>利用者サービスや修繕費等、必要なものには経費や人員等を重点的に充てる一方、経費や労力の削減も意識した管理運営を行っている。</p> <p>効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】</p> <p>本施設における指定管理料は、ホームレス（住居のない生活困窮者）の自立支援という命題を達成するために、限られた予算を適正に配分する支出計画が立てられ、効果的かつ効率的に執行されていることが重要です。単に予算が低ければ良いというわけではなく、「選択と集中」の考え方も必要です。</p> <p>施設として費用対効果について常に意識を持ち、予算の枠組みで効果的・効率的な実施体制・事業運営を追及していく姿勢が求められます。</p> <p>また、本施設については、開設から10年以上が経過し、施設の老朽化に対する修繕を計画的に実施していく必要があります。</p> <p>これを踏まえ、効果的かつ効率的な運営のための工夫がみられるか、以下の観点から確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各支出費目に偏りなく配分されているか。 ②利用者支援に十分に経費が配分されているか。 ③予算に応じた実施体制の検討が都度行われており、工夫がみられるか。 ④予算に応じた事業運営の検討が都度行われており、工夫がみられるか。 ⑤修繕個所の把握及び執行計画が具体的か。 ⑥備品について、利用者に危険性が生じる場合や不具合のあるものを把握し、優先順位をつけた執行計画が立てられているか。 	

6 経営管理	
6-(3) 指定管理料の適正な執行	
<p>【評価指標】 指定管理料が適切に執行されている。</p>	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
<p>【評価の視点・ポイント】 指定管理料の適正な執行は、施設の健全な運営に必要なことは言うまでもありません。前項目を踏まえた上で、指定管理料の額は適正か、適切な会計処理により執行されているかを評価します。</p> <p>これを踏まえ、指定管理料の執行状況等について、以下について確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支出計画に基づく指定管理料の執行がされている。 ②法人の経理規程に基づき適切に処理が行われているか。 ③契約業者の選定にあたり、契約理由等が明確となっているか。 ④指定管理者自らが負担する各種経費が、指定管理料、利用料金、自主事業における実費収入等明確に区分されているか。 ⑤収支決算書に記載されている費目に関し、伝票が存在するか。 ⑥伝票等の整理、出納帳などの帳簿作成等により、客観的に確認を行うことができ、透明性が担保されているか。 ⑦ガバナンス強化に向けた取組が積極的に行われているか。 	

横浜市生活自立支援施設
指定管理者第三者評価委員会
評価シート
(案)

横浜市

目次

評価領域 1	利用者本人の尊重	
評価項目 1-(1)	利用者本位の理念	P 2
評価項目 1-(2)	利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成	P 3
評価項目 1-(3)	苦情対応	P 4
評価項目 1-(4)	利用者アンケート	P 5
評価項目 1-(5)	個人情報保護・人権擁護	P 6
評価領域 2	職員配置・人材育成	
評価項目 2-(1)	職員の勤務体制	P 7
評価項目 2-(2)	3職種配置	P 8
評価項目 2-(3)	人材育成	P 9
評価領域 3	事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
評価項目 3-(1)	個別ニーズ	P10
評価項目 3-(2)	アウトリーチ活動	P11
評価項目 3-(3)	関係機関との連携	P12
評価項目 3-(4)	就労支援	P13
評価領域 4	事業運営（その他運営）	
評価項目 4-(1)	金銭管理	P14
評価項目 4-(2)	地域連携	P15
評価項目 4-(3)	業務改善	P16
評価領域 5	施設の維持・管理	
評価項目 5-(1)	施設・設備の維持保全と管理	P17
評価項目 5-(2)	事故防止体制・緊急時対応	P18
評価項目 5-(3)	衛生管理・感染症対策	P19
評価項目 5-(4)	防災に対する取組	P20
評価項目 5-(5)	横浜市の重要施策を踏まえた運営	P21
評価項目 5-(6)	文書管理	P22
評価領域 6	経営管理	
評価項目 6-(1)	施設長のリーダーシップ・主任の役割	P23
評価項目 6-(2)	効果的かつ効率的な運営	P24
評価項目 6-(3)	指定管理料の適正な執行	P25

1 利用者本人の尊重	
1-(1) 利用者本位の理念	
【評価指標】 職員が法人の基本理念を理解し、利用者の自立支援が図られている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

1 利用者本人の尊重	
1-(2) 利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成	
【評価指標】 健康診断の結果を踏まえたアセスメントを実施した上で支援プランを作成している。 法に規定する支援調整会議を開催し利用者の同意が得られている。 支援開始時・入所後2W・プラン変更時・終結時に支援調整会議が実施されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

1 利用者本人の尊重	
1-(3) 苦情対応	
【評価指標】 苦情・要望の受付体制の整備、適正な対応、処理報告書の作成、横浜市への報告書提出が行われている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

1 利用者本人の尊重 1-(4) 利用者アンケート	
【評価指標】 利用者からの施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上指定管理者による自己評価・公表が行われている。また、迅速なニーズ対応が実施されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

1 利用者本人の尊重 1-(5) 個人情報保護・人権擁護	
【評価指標】 個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護に関する取組を行っている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

2 職員配置・人材育成

2-(1) 職員の勤務体制

【評価指標】

施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。

配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点

指定管理者記入欄

PR事項	自己評価欄	
		点

第三者評価委員会記入欄

改善すべき点・課題等	委員会評価欄	
		点

2 職員配置・人材育成 2-(2) 3職種配置	
【評価指標】 国の掲げる職員体制の3職種が整備され、適切な事業実施が実現されている。 入所者ニーズに応じた職員配置が検討されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

2 職員配置・人材育成	
2-(3) 人材育成	
【評価指標】 法人による研修計画に基づき階層別研修等が実施されている。 施設としても、定期的に支援技術向上のための研修が行われ、職員の資質向上が図られている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）

3-(1) 個別ニーズ

【評価指標】

生活困窮者自立支援法の理念を踏まえた上で、利用者一人ひとりに寄り添った支援の進め方、個々の置かれた状況に着目した支援の進め方が示されている。若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等に対し個別のニーズに合った適切な支援が実施されている。

配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点

指定管理者記入欄

PR 事項

自己評価欄

点

第三者評価委員会記入欄

改善すべき点・課題等

委員会評価欄

点

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(2) アウトリーチ活動	
【評価指標】 アウトリーチ活動による生活困窮者の発見、施設入所から退所後までの包括的な支援（安定した居所確保、再路上化の未然防止に向けた一体的な支援）が実施されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(3) 関係機関との連携	
【評価指標】 自立相談支援機関として、利用者支援の継続性を踏まえた上で、関係機関との連携や引継ぎが実施され退所後も含めた自立支援が図られている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

3 事業運営（法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営）	
3-(4) 就労支援	
【評価指標】 団体の就労支援の進め方が就労意欲の向上に向けて効果的なものとなっており、傷病等により就労が困難な利用者に対しては他の福祉制度の活用など包括的な支援が進められている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

4 事業運営（その他運営） 4-（1） 金銭管理	
【評価指標】 利用者の所持金の管理が適切に行われている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

4 事業運営（その他運営）	
4-(2) 地域連携	
【評価指標】 施設が設置されている地域の実情を踏まえ、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源と連携した施設運営が行われている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

4 事業運営（その他運営） 4-（3）業務改善	
【評価指標】 事例検討や懇談会、調整会議を通じ、課題の抽出を行い、施設運営の改善に取り組んでいる。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR 事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(1) 施設・設備の維持保全と管理	
【評価指標】 長寿命化を踏まえ、建物や設備が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。	
配点	(採点)
15点	A 評価…15点 B 評価…10点 C 評価…5点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(2) 事故防止体制・緊急時対応	
【評価指標】 事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画が整備されている。 ヒヤリハット事例や事故発生時の状況を分析して発生・再発防止策を講じる等、施設運営に反映させている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(3) 衛生管理・感染症対策	
【評価指標】 施設や給食等の衛生管理、感染症対策や発生後の対応策が具体的なものとなっている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(4) 防災に対する取組	
【評価指標】 発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策が適切で、職員にも周知されている。 定期的に防災訓練を実施している。 地域と連携した防災の取組がされている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(5) 横浜市の重要施策を踏まえた運営	
【評価指標】 横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、横浜市ウェブアクセシビリティ方針、情報公開制度等の趣旨を踏まえた運営を行っている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

5 施設の維持・管理	
5-(6) 文書管理	
【評価指標】 文書の内容に応じて保存期間が定められており、適正に保管・廃棄されている等帳簿類の整備がされている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

6 経営管理**6-(1) 施設長のリーダーシップ・主任の役割****【評価指標】**

施設長自ら施設の理念や基本方針等に沿って業務を遂行している。

また、主任クラスの職員がスーパーバイザーとして役割を果たし、円滑な組織運営が図られている。

配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点

指定管理者記入欄

PR事項	自己評価欄	
		点

第三者評価委員会記入欄

改善すべき点・課題等	委員会評価欄	
		点

6 経営管理 6-(3) 指定管理料の適正な執行	
【評価指標】 指定管理料が適切に執行されている。	
配点	(採点)
15点	A評価…15点 B評価…10点 C評価…5点
指定管理者記入欄 	
PR事項	自己評価欄
	点
第三者評価委員会記入欄 	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄
	点

令和5年度 横浜市生活自立支援施設指定管理者第三者評価委員会 委員採点表(案)

委員名

【採点】 A:優れている B:概ね水準を満たしている C:改善を要する

評価項目		評価指標	配点	採点
評価領域1 利用者本人の尊重	1-(1) 利用者本人の理念	職員が法人の基本理念を理解し、利用者の自立支援が図られている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	15	A 15 B 10 C 5
	1-(2) 利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成	健康診断の結果を踏まえたアセスメントを実施した上で支援プランを作成している。 法に規定する支援調整会議を開催し利用者の同意が得られている。 支援開始時・入所後2W・プラン変更時・終結時に支援調整会議が実施されている。	15	A 15 B 10 C 5
	1-(3) 苦情対応	苦情・要望の受付体制の整備、適正な対応、処理報告書の作成、横浜市への報告書提出が行われている。	15	A 15 B 10 C 5
	1-(4) 利用者アンケート	利用者からの施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上指定管理者による自己評価・公表が行われている。また、迅速なニーズ対応が実施されている。	15	A 15 B 10 C 5
	1-(5) 個人情報保護・人権擁護	個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護に関する取組を行っている。	15	A 15 B 10 C 5
	評価領域1 施設目的の理解 合計			
評価領域2 職員配置・人材育成	2-(1) 職員の勤務体制	施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。	15	A 15 B 10 C 5
	2-(2) 3職種配置	国の掲げる職員体制の3職種が整備され、適切な事業実施が実現されている。 入所者ニーズに応じた職員配置が検討されている。	15	A 15 B 10 C 5
	2-(3) 人材育成	法人による研修計画に基づき階層別研修等が実施されている。 施設としても、定期的に支援技術向上のための研修が行われ、職員の資質向上が図られている。	15	A 15 B 10 C 5
	評価領域2 職員配置・人材育成 合計			
評価領域3 事業運営(法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営)	3-(1) 個別ニーズ	生活困窮者自立支援法の理念を踏まえた上で、利用者一人ひとりに寄り添った支援の進め方、個々の置かれた状況に着目した支援の進め方が示されている。 若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等に対し個別のニーズに合った適切な支援が実施されている。	15	A 15 B 10 C 5
	3-(2) アウトリーチ活動	アウトリーチ活動による生活困窮者の発見、施設入所から退所後までの包括的な支援(安定した居所確保、再路上化の未然防止に向けた一体的な支援)が実施されている。	15	A 15 B 10 C 5
	3-(3) 関係機関との連携	自立相談支援機関として、利用者支援の継続性を踏まえた上で、関係機関との連携や引継ぎが実施され退所後も含めた自立支援が図られている。	15	A 15 B 10 C 5
	3-(4) 就労支援	団体の就労支援の進め方が就労意欲の向上に向けて効果的なものとなっており、傷病等により就労が困難な利用者に対しては他の福祉制度の活用など包括的な支援が進められている。	15	A 15 B 10 C 5
	評価領域3 事業運営(法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営) 合計			

評価領域4	事業運営(その他運営)	4-(1) 金銭管理	利用者の所持金の管理が適切に行われている。	15	A	15	
					B	10	
					C	5	
			4-(2) 地域連携	施設が設置されている地域の実情を踏まえ、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源と連携した施設運営が行われている。	15	A	15
				B		10	
				C		5	
			4-(3) 業務改善	事例検討や懇談会、調整会議を通じ、課題の抽出を行い、施設運営の改善に取り組んでいる。	15	A	15
				B		10	
				C		5	
		評価領域4 事業運営(その他運営) 合計			45		
評価領域5	施設の維持・管理	5-(1) 施設・設備の維持保全と管理	長寿命化を踏まえ、建物や設備が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。	15	A	15	
					B	10	
					C	5	
			5-(2) 事故防止体制・緊急時対応	事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画が整備されている。 ヒヤリハット事例や事故発生時の状況を分析して発生・再発防止策を講じる等、施設運営に反映させている。	15	A	15
				B		10	
				C		5	
			5-(3) 衛生管理・感染症対策	施設や給食等の衛生管理、感染症対策や発生後の対応策が具体的なものとなっている。	15	A	15
				B		10	
				C		5	
			5-(4) 防災に対する取組	発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策が適切で、職員にも周知されている。 定期的に防災訓練を実施している。 地域と連携した防災の取組がされている。	15	A	15
				B		10	
				C		5	
	5-(5) 横浜市の重要施策を踏まえた運営	横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、横浜市ウェブアクセシビリティ方針、情報公開制度等の趣旨を踏まえた運営を行っている。	15	A	15		
		B		10			
		C		5			
	5-(6) 文書管理	文書の内容に応じて保存期間が定められており、適正に保管・廃棄されている等帳簿類の整備がされている。	15	A	15		
		B		10			
		C		5			
		評価領域5 施設の維持・管理 合計			90		

評価領域6 経営管理	6-(1) 施設長のリーダーシップ・主任の役割	施設長自ら施設の理念や基本方針等に沿って業務を遂行している。 また、主任クラスの職員がスーパーバイザーとして役割を果たし、円滑な組織運営が図られている。	15	A	15
				B	10
				C	5
	6-(2) 効果的かつ効率的な運営	利用者サービスや修繕費等、必要なものには経費や人員等を重点的に充てる一方、経費や労力の削減も意識した管理運営を行っている。 効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。	15	A	15
				B	10
				C	5
	6-(3) 指定管理料の適正な執行	指定管理料が適切に執行されている。	15	A	15
				B	10
				C	5
評価領域6 経営管理 合計			45		

各評価領域	採点結果
評価領域1 利用者本人の尊重	/75点
評価領域2 職員配置・人材育成	/45点
評価領域3 事業運営(法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営)	/60点
評価領域4 事業運営(その他運営)	/45点
評価領域5 施設の維持・管理	/90点
評価領域6 経営管理	/45点
総 計	/360点

総合評価	
A...324点以上	概ねA評価
B...288～323点	概ねA評価B評価
C...240～287点	概ねB評価
D...180～239点	概ねB評価C評価
E...179点以下	概ねC評価

横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会名簿

(五十音順)

加藤 靖	NPO法人 市民の会寿アルク 本牧荘（グループホーム）施設長
丹羽 多佳子	横浜市不老町地域ケアプラザ 地域包括支援センター 主任介護支援専門員
林 州子	済生会横浜市東部病院 療養福祉相談室 医療ソーシャルワーカー
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 建築・施設管理研究領域 上席主任研究官
森 哲哉	公認会計士

(事務局)

新井 隆哲	健康福祉局 生活支援課 援護対策担当課長
坂田 弘太郎	健康福祉局 生活支援課 援護対策担当係長
飯嶋 真之	健康福祉局 生活支援課 援護対策担当係長
川島 直亮	健康福祉局 生活支援課 援護対策担当
加藤 宏幸	健康福祉局 生活支援課 援護対策担当

◎ 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度です（第 244 条の 2）。

公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「**多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること**」であるとされています（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号 各都道府県知事宛 総務省自治行政局長通知）。

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設され、**従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなった**ほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となっています。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定 ● 相手方を条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く） ● 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う ● 施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む） ● 地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託の条件、相手方等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託（契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定（行政処分） ● 管理運営の細目等については、協定（行政処分の付款）により規定

指定管理者第三者評価制度の概要

第三者評価制度は、指定管理者・横浜市・利用者といった、日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価を行うもので、客観的かつ多角的な視点から評価できることが大きな特長です。それにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけを提供し、指定管理者自らによる業務改善、施設運営の改善につなげることを目的としています。

《本市の指定管理者第三者評価制度の特色》

指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、原則として次の3つの方式のいずれかにより第三者評価を実施します。また、評価結果をホームページや施設内等で公表し、指定管理者の業務改善や今後の制度運用に活用しています。

(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価

地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民利用施設は、市が認定した指定管理者第三者評価機関が評価を実施します。

(2) 福祉サービス第三者評価

社会福祉法に基づく「福祉サービス第三者評価事業」の対象となっている福祉施設は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた第三者評価機関が評価を実施します。

(3) 選定評価委員会による第三者評価

上記以外の施設は、専門性や施設特性等を考慮して、各施設の所管区局が条例により設置する選定評価委員会が評価を実施します。

● 指定管理者制度導入施設 954 施設 (令和5年4月1日現在)		
(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価	(2) 福祉サービス第三者評価	(3) 選定評価委員会による第三者評価
◇ 同種施設が複数存在する区民利用施設 地区センター等、公会堂、スポーツセンター、老人福祉センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ、こどもログハウス	◇ 福祉サービス第三者評価対象施設 特別養護老人ホーム、知的障害者生活介護型施設、地域療育センター、保護施設	◇ その他の施設 ・高い専門性を有する施設 ・施設ごとに評価の視点が異なる施設 ・管理のあり方も含めて検証する施設 横浜美術館、国際プール、歴史博物館、男女共同参画センター、公園、動物園 等

※「横浜市生活自立支援施設」は(3)に該当。

横浜市のホームレス支援施策の概要

1 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法（以下「困窮者法」とします。）が施行されました。この困窮者法の施行により、これまで本市が進めてきたホームレス支援施策の一部は、困窮者法に基づいて実施することになりました。

本市のホームレス支援施策のうち、困窮者法に基づく取組は以下の通りです。

(1) 生活自立支援施設はまかぜの運営

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊や食事の提供、健康診断を実施するほか、日常生活を営むのに必要な日用品等を支給する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施しています。

また、この一時生活支援事業利用者の自立に向けて「施設型自立相談支援事業」を実施しています。この事業では、利用者個々に支援プランを作成し、自立に向けた就労等の支援や福祉サービスの利用調整等の相談支援を行っています。施設退所後も福祉サービスの利用が必要な場合は、支援の引き継ぎも行います。

なお、現に路上などで生活しているホームレス等への支援として、市内を巡回し、相談支援を実施しています。この巡回活動は、「施設型自立相談支援事業」のアウトリーチ活動として実施しています。この巡回は、週に2回程度看護師が同行し、健康相談も行っています。

【生活自立支援施設はまかぜの支援内容】

① 一時生活支援事業

支援内容：寝食及び衣類、日用品等の提供、健診の実施

利用期間：原則3月以内。最大延長6月以内（利用期間は、②の支援プランにより決定）

《事業実績》

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用者数	714 人	661 人	454 人	334 人	318 人

② 施設型自立相談支援

支援内容：個々のアセスメント結果に基づく支援プランの作成とプランに基づく支援の実施
退所後の必要となる支援機関の利用調整等

③ アウトリーチ活動（巡回相談）

現に路上などで生活しているホームレス等の相談支援を行っています。従来から実施している、区内駅や横浜駅周辺等を巡回する夜間街頭相談は、アウトリーチ活動の一環として実施しています。また週に2回程度、この巡回相談時に看護師が同行し、健康相談を実施しています。

この他、効果的にアウトリーチ活動を実施するため、学識経験者等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を開催しています。

《活動実績》

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談件数	1,318 件	1,133 件	1,316 件	1,175 件	1,316 件

2 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や、この法律に基づき国が告示した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに即し、横浜市の実情に応じたホームレスの総合的な自立支援施策を推進し、ホームレスの自立を支援するとともに、新たにホームレスになることを防止することなどをめざして、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/homeless/homeless.html#E5D02>

からご覧になることができます。

3 無料低額宿泊事業のガイドライン

ホームレス等を対象とした無料低額宿泊所については、ホームレス自立支援施策のひとつとして位置づける観点から、『横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例』、『無料低額宿泊事業のガイドライン』を定め、事業者に対して適切な設備と運営を求めています。

横浜市内の無料低額宿泊事業を行う施設数 40施設 1,234定員（令和5年9月1日現在）

4 寿福祉プラザ相談室(寿福祉プラザ運営事業)

住居のない人及び簡易宿泊所宿泊者等の福祉を図り自立を援助するため、生活上の相談や関係機関等の連絡調整を行っています。

5 寿地区年末年始対策事業

年末年始の休庁期間中に給食及び宿泊の援護が必要な者に対して、臨時宿泊所の設置等により緊急一時的な援護を行っています。

項目	内 容	R4 年度実績
宿泊援護	簡易宿泊所、臨時宿泊所等への入所	56 人
その他	検診、相談等	14 人

横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要

(令和5年4月1日現在)

1 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜を供与する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施する。また、「生活困窮者一時生活支援事業」利用者に対して、就労の支援その他自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。

2 施設の概要

(1) 名称

横浜市生活自立支援施設はまかぜ

(2) 所在地

横浜市中区寿町4丁目13番地1

(3) 施設規模

鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階

(4) 施設内容 (延床面積 はまかぜ棟約3,200㎡+プラザ棟3階約500㎡)

ア はまかぜ棟

地下1階：発電機室、倉庫

1階：駐車場、事務・守衛室、荷物用EV室、アラーム弁室・PS、

2階：事務室、居室、談話室、脱衣室、洗濯室、入所者面接室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)

3階：食堂、多目的室、談話室、喫煙室、アラーム弁室・PS、下処理室、事務室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)

4階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室

5階～7階：居室、脱衣室、アラーム弁室・PS、洗面室、リネン室、職業相談室

イ プラザ棟

3階：居室(個室支援プログラム用24床)

※新型コロナウイルス感染症影響下においては、感染者の隔離部屋として運用中。

(5) 利用定員

250名

(6) 利用期間

3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月まで延長可能。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

(7) 運営根拠法令

(市) 横浜市生活自立支援施設条例 横浜市生活自立支援施設条例施行規則

横浜市生活自立支援施設運営要綱 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

(国) 生活困窮者自立支援法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

3 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 渡邊 俊郎

4 職員数

施設長	事務員	生活支援員	看護師	巡回相談員	職業相談員 (職安より派遣)
1名	1名	23名	1名	10名	1名

5 支援内容

一時生活支援事業	食事・衣類・日用品等の提供、健康診断及び健康相談の実施
施設型 自立相談支援事業	①施設利用者の自立に向けた支援プランの作成と相談支援 ②支援の実施にあたり、必要となる関係機関との連絡調整 ③入所を依頼した区福祉保健センターとの連絡調整 ④公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介

横浜市生活自立支援施設指定管理者第三者評価委員会
評価の決定までのスケジュール(案)

委員会	時期	事務局
○資料を確認		○評価案ほか資料を作成 ○評価委員へ事前送付
↓		
第1回委員会 ○委員長の選出 ○評価基準の検討 ○第2回及び第3回委員会の公開・非公開	10月12日(木) 13:30～15:00 市庁舎16階 N05	
○評価基準最終案を確認		○第1回委員会での検討結果に基づき 評価基準最終案を作成 ○評価基準最終案を各委員へ送付
		○評価シートを指定管理者へ送付、 自己評価を依頼
○指定管理者による評価シートを確認		○指定管理者から評価シートを回収、 各委員へ送付
↓		
第2回委員会 内容 ・施設での実地調査 ・施設職員に対するヒアリング ・評価シートの作成	12～1月頃 時間・場所 未定	
○評価案を確認		○第2回委員会で各委員が作成した評価 シートを取りまとめ ○選定評価委員会における評価案を作成 ○評価案を各委員へ送付
第3回委員会 ○評価の決定	3月頃 時間・場所 未定	
○評価結果公表案の確認		○評価結果公表案を作成 ○評価結果公表案を各委員へ送付
		○評価結果を公表(HPへ掲載)

2022年度生活自立支援施設運営実績報告

別紙7

横浜市生活自立支援施設 はまかせ

1 入所実績

○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数	延長
4月	34	33	5	5	7
5月	40	40	3	3	8
6月	19	19			5
7月	17	17	1	1	9
8月	14	14	1	1	12
9月	31	31	3	3	7
10月	36	36	3	3	4
11月	29	29	5	5	1
12月	25	24	4	4	11
1月	27	27	2	2	11
2月	17	17			6
3月	29	28	2	2	8
2022年度	318	306	29	29	89
2021年度	334	321	27	27	79
2020年度	454	429	25	25	114

※ 平成15年6月1日よりまつかげ宿泊所から横浜市自立支援施設『はまかせ』に移転。

※ 入所定員は、平成23年4月1日より250人(女性20人)としています。

※平成27年4月1日より、ホームレス自立支援施設から生活自立支援施設へ名称を変更しています。

※ 入所期間は、平成27年4月1日より3カ月以内(最大6ヶ月)としています。

2 入所前の状況

○ 生活形態

	2020年度	2021年度	2022年度
屋外生活	194	129	113
自費により簡宿等で生活	25	32	23
宿泊支援により簡宿等で生活	25	13	10
ネットカフェ等で生活	102	69	69
アパート・自宅で生活	57	44	55
医療機関・施設で生活	14	8	17
その他	37	38	28
不明	0	1	3

3 健康診断状況

	2020年度	2021年度	2022年度
呼吸器・肺疾患	13	10	31
(TB)	1	4	0
胃・肝臓・腎臓・腸	71	88	53
心臓・高血圧・血管	401	299	168
糖尿病	36	34	53
皮膚疾患	4	1	0
腰痛・外傷等	3	0	0
その他	131	103	84

○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	106	5
南	20	2
西	17	3
鶴見	33	1
神奈川	8	1
港南	10	2
保土ヶ谷	14	1
旭	10	1
磯子	15	4
金沢	7	
港北	23	6
緑	7	1
青葉	8	
都筑	10	1
戸塚	12	
栄	5	1
泉	5	
瀬谷	8	

○ 1日平均在所者数

2020年度	2021年度	2022年度
88.4	61.9	63.2

○ 1日平均入所数

2020年度	2021年度	2022年度
1.9	1.4	1.3

○ 主な就業形態

	2020年度	2021年度	2022年度
日雇就労	89	58	44
契約・アルバイト等	152	88	94
常勤就労	71	78	74
その他	13	7	8
なし	129	103	98

4 年齢分布

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	平均
2022年度	延数	2	36	40	78	57	34	71	51.3
	内女性	0	3	1	6	5	5	9	57.1
2021年度	延数	5	36	45	55	72	35	86	51.6
	内女性	0	2	4	2	8	0	11	56.6
2020年度	延数	1	40	62	87	103	61	100	52.0
	内女性	0	1	1	6	7	4	6	55.9

5 退所実績

○ 月別退所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	29	29	3	3
5月	33	33	2	2
6月	29	29	2	2
7月	22	22	2	2
8月	17	17		
9月	31	31		
10月	25	25	3	3
11月	38	38	5	5
12月	21	21	2	2
1月	30	30	5	5
2月	24	24	2	2
3月	25	25	1	1
2022年度	324	313	27	27
2021年度	334	321	31	31
2020年度	510	485	26	26

○ 退所理由

		2020年度	2021年度	2022年度	
		延数	延数	延数	内女性
就労自立		115	66	56	2
半福祉 半就労	法外	0	0	0	0
	生保	4	1	1	0
(内常勤就労)		61	32	27	2
生活保護	居室	159	101	96	10
	入院	13	6	4	1
他施設入所		35	24	22	4
居室等の確保		98	75	98	8
小計		424	273	277	25
期限		0	0	0	0
自主		19	9	6	0
無断		31	30	16	0
その他		36	22	25	2
小計		86	61	47	2
合計		510	334	324	27
自立率		83.1%	81.7%	85.5%	92.6%

6 住宅入居実績

当月	賃貸住宅 入居者数	あんしん入居制度利 用者数※R2年度末終了	住宅相談実績		
			実施回数	相談者数	決定件数
当月	2		0	0	0
2022年度	33		0	0	0
2021年度	29		1	1	0
2020年度	61	0	0	0	0

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第百五号)

最終改正：平成二九年六月二一日法律第六八号

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条—第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(平二四法四六・平二九法六八・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日法律第六八号)

この法律は、公布の日から施行する。

生活困窮者自立支援法

(平成二五年一二月一三日法律第百五号)

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 都道府県等による支援の実施(第五条—第十五条)
- 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定(第十六条)
- 第四章 雑則(第十七条—第二十六条)
- 第五章 罰則(第二十七条—第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(平三〇法四四・追加)

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

- 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業
 - 二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

(平三〇法四四・旧第二条繰下・一部改正)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

(平三〇法四四・旧第三条繰下・一部改正)

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平三〇法四四・旧第四条繰下)

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平三〇法四四・旧第五条繰下・一部改正)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

- 2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 子どもの学習・生活支援事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

- 4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

- 5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(平三〇法四四・旧第六条繰下・一部改正)

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平三〇法四四・追加)

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(平三〇法四四・追加)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
 - 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業
- 2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(平三〇法四四・追加)

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(平三〇法四四・追加)

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(平三〇法四四・旧第七条繰下・一部改正)

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(平三〇法四四・旧第八条繰下・一部改正)

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(平三〇法四四・追加)

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。)の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

- 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
- 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内
- 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内
- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号(いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。)並びに第十三条第五号」とする。

(平三〇法四四・旧第九条繰下・一部改正)

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

- 第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業(次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

(平三〇法四四・旧第十条繰下・一部改正)

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(平二八法四七・一部改正、平三〇法四四・旧第十一条繰下)

(不正利得の徴収)

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(平三〇法四四・旧第十二条繰下)

(受給権の保護)

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(平三〇法四四・旧第十三条繰下)

(公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(平三〇法四四・旧第十四条繰下)

(報告等)

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支

給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。
- 3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三〇法四四・旧第十五条繰下)

(資料の提供等)

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業(第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。)の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

- 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(平三〇法四四・旧第十六条繰下・一部改正)

(情報提供等)

第二十三條 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(平三〇法四四・追加)

(町村の一部事務組合等)

第二十四條 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(平三〇法四四・旧第十七条繰下)

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(平三〇法四四・旧第十八条繰下)

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(平三〇法四四・旧第十九条繰下)

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

(平三〇法四四・旧第二十条繰下)

第二十八条 第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平三〇法四四・旧第二十一条繰下・一部改正)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平三〇法四四・旧第二十二条繰下・一部改正)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平三〇法四四・旧第二十三条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○横浜市生活自立支援施設条例

平成15年 2月25日

条例第1号

〔横浜市ホームレス自立支援施設条例〕をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項第1号に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかせ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。

(平27条例16・平30条例50・一部改正)

(事業)

第2条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) 対象生活困窮者に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) 対象生活困窮者に対する生活に関する相談及び支援
- (3) 対象生活困窮者に対する健康に関する相談及び支援並びに健康診断
- (4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援
- (5) 対象生活困窮者に対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(平27条例16・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第3条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の対象生活困窮者の自立支援に関する施策の方針を理解し、対象生活困窮者の生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公

平に対象生活困窮者の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第1項に規定する横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（平17条例76・追加、平23条例48・平27条例16・一部改正）

（指定管理者の指定等の公告）

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（平17条例76・追加）

（管理の業務の評価）

第5条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第3条第1項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（平23条例48・追加）

（利用の許可）

第6条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。
 - (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
 - (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

（平17条例76・旧第3条繰下・一部改正、平23条例48・旧第5条繰下）

（利用の制限等）

第7条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平17条例76・旧第4条繰下・一部改正、平23条例48・旧第6条繰下)

(横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会)

第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加、平27条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例76・旧第6条繰下、平23条例48・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年5月規則第69号により同年6月1日から施行)

附 則 (平成17年6月条例第76号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかせについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則 (平成27年2月条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項の規定により許可を受けた者に係る施設の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月条例第50号)

この条例中、第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

○横浜市生活自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 70 号

横浜市生活自立支援施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市生活自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設はまかせ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、250 人とする。

(平 23 規則 83・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 96・全改、平 23 規則 83・一部改正)

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、3 月以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、6 月を限度として、3 月を超えて利用することができる。

(平 17 規則 96・平 23 規則 83・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 17 規則 96・旧第 6 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月規則第 83 号)

(施行期日)

1 この規則中、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定及び別記様式注意 3 の改正規定は公布の日から、第 2 条の改正規定及び第 4 条ただし書の改正規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条ただし書の改正規定の施行の際現に横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 5 条第 1 項の規定による許可を受けている者については、この規則による改正後の横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 4 条ただし書の規定を適用する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

横浜市生活自立支援施設運営要綱

制 定 平成 6年 8月 31日

最近改正 平成 31年 1月 31日 健生支第 2375号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15年 2月 15日 条例第 1号。以下「条例」という。）及び横浜市生活自立支援施設条例施行規則（平成 15年 5月 30日 規則第 70号。以下「規則」という。）に基づき実施する横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(施設における支援の目的)

第2条 施設は、その利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、必要な支援を行うことで、その自立を実現し、安定した居所の確保を推進することを目的とする。

(職員)

第3条 条例第 3条 第 4項の規定に基づき、市長に指定された施設の指定管理者は、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活支援員（以下「支援員」という。）
- (4) 看護師
- (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣）
- (6) その他施設の管理のために必要な職員

2 指定管理者は、前条の目的を達成するため、職員の能力向上に努める。

(施設の利用許可)

第4条 条例第 6条の規定により施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、利用許可申請書（第 1号様式）を指定管理者に提出する。

2 前項の規定に基づき、利用許可申請書の提出を受けた指定管理者は、横浜市生活困窮者一時生活支援事業要綱に規定する入所依頼書を確認し、速やかに利用の許可、不許可について決定する。

3 指定管理者は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と協議した上で、施設の利用許可または不許可を決定する。

(利用許可通知)

第5条 指定管理者は、条例第6条第1項の規定に基づき施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書（第2号様式）を利用申請者に発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書を後日に発行する。

（利用不許可通知）

第6条 指定管理者は、条例第6条第3項の規定に基づき施設の利用を許可しない場合には、利用不許可通知書（第3号様式）を発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可しなかった場合は、利用不許可通知書を後日に発行する。

（利用許可の取り消し等）

第7条 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号の規定に該当した場合、利用の許可を取り消し、退所を命じることができる。この場合、利用許可取消通知書（第4号様式）を利用者に発行する。

ただし、利用者が利用期間終了前に退所をした場合には、退所日以降の利用許可を取り消したものとみなす。

2 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号に該当した場合には、速やかにセンター長にその状況を報告する。

（利用期間の変更手続き）

第8条 指定管理者は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と協議した上でその利用期間を変更できる。

2 指定管理者は、利用期間を変更した場合、新たな施設の利用期間を記載した利用期間変更通知書（第5号様式）を利用者に発行する。

（健康管理支援）

第9条 指定管理者は、利用者に対して、入所後速やかに健康診断を受けさせる。

2 健診の結果等により、医療機関の受診や療養が必要とされた利用者に対して、指定管理者は、センター長や医療機関等と連携して療養の支援等、適切に支援する。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が入所直前に健康診断を受けている場合等は、健康診断の全部又は一部を省略することができる。

（生活用品等の給付）

第10条 施設での利用者に対する生活用品等の給付等は、必要最小限のものをすべて現物で給付又は貸与する。

(自立に向けた支援)

第 11 条 指定管理者は、生活困窮者自立支援法に基づく各規定を順守し、その趣旨を踏まえた上で、利用者の自立を支援する。

2 前条の規定に関わらず、指定管理者は、支援の実施上やむを得ないと判断する場合、別表の範囲内で必要な経費を支給または貸し付けることができる。

なお、経費の支給及び貸与を実施した場合は必要最小限の経費とし、支出状況及び返済状況の詳細を確認できるよう記録を作成しなければならない。

(外部機関と連携した支援)

第 12 条 指定管理者は、利用者の自立等を目的とした支援に関する研修等の実施のため、外部機関との連携を図る。また、健康福祉局長が施設の支援の充実に必要と認めた場合、必要に応じて外部講師を活用することができる。

(施設内作業)

第 13 条 指定管理者は、必要と認めた施設内の作業を、利用者のうち希望する者に行わせることができる。

(謝金の支払い)

第 14 条 指定管理者は、第 12 条、第 13 条に規定した事業を実施した場合には、謝金を支払うことができる。

(事業報告)

第 15 条 指定管理者は、施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月 15 日までに健康福祉局長に報告する。

(料金の不徴収)

第 16 条 自立支援施設の利用については、利用者からは利用料金を徴収しない。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 11 月 7 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の緊急一時宿泊所運営事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類等はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

第11条第2項に規定する給付又は貸与することができる金品

1 常勤就労支援**(1) 求職活動における支援**

以下の費用を給付する。

ア 求職活動において必要となる書類作成のための経費

イ 散髪又は調髪費

ウ 被服費

エ 面接会場までの交通費

オ その他必要と認められた金銭及び物品

(2) 求職能力向上のための支援

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

ア 必要と認められた、外部の就労支援機関が開催する就労実習の受講や就労支援セミナー等への出席のための交通費及び食費

イ その他必要と認められた経費

2 就職支度金品

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

(1) 通勤交通費**(2) 被服費****(3) その他必要と認められた経費****3 日雇就労**

以下の費用を貸与する。なお、原則として貸与は利用期間中に一度に限る。

(1) 勤務地までの交通費**(2) 勤務日における食費****(3) 日雇労働被保険者手帳取得のための必要経費****4 無料低額診療事業の利用**

生活保護法による医療扶助の対象とならない者に対し、以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

(1) 医療機関までの交通費**(2) その他必要と認められた経費****5 依存症治療を目的とした各種事業や活動の利用**

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

(1) 事業や活動に参加するための交通費**(2) その他必要と認められた経費**

6 その他各種福祉制度等の利用

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

- (1) 必要となる書類を取得するための手数料及び郵送代
- (2) 制度利用のために必要となる写真代及び印鑑購入費
- (3) 手続きを行うために必要となる交通費
- (4) その他必要と認められた経費

利用許可申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

申請者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	氏名	
	生年月日	年 月 日 （ 歳）
	緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 電話番号
利用の目的（なるべく詳しく書いてください。）		

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に発行します。

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター送付用)

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター送付用)

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センターの事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

（福祉保健センター送付用）

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日
第 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

（生活自立支援施設控）

第5号様式(第8条第2項)

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に発行します。

第5号様式(第8条第2項)

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター送付用)

第5号様式(第8条第2項)

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

制 定 平成27年 3月27日 健保護第2665号
最近改正 令和 4年 4月 1日 健生支第3300号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第1号に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施にあたり、関係法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は横浜市とし、横浜市生活自立支援施設条例（平成15年2月横浜市条例第1号）第3条第4項により市長から指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

(実施場所)

第3条 本事業は、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）又は横浜市若しくは指定管理者が借り上げた簡易宿泊所（以下「簡易宿泊所」という。）若しくはホテル等の宿泊施設（以下「ホテル等」という。）において実施する。

2 実施場所は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）及び指定管理者が協議の上、指定管理者が決定する。

(職員)

第4条 指定管理者は、本事業を実施する上で、必要な人数を以下の職に配置する。

- (1) 管理者
- (2) 事務員
- (3) 看護師
- (4) 嘱託医（精神科）
- (5) 警備員

(事業の利用許可)

第5条 本事業の利用を希望する者（以下「希望者」という。）は、別紙に定める施設における規則を承認した上で、センター長に一時生活支援事業利用申請書（第1号様式）を提出する。

2 一時生活支援事業利用申請書を受けたセンター長は生活困窮者自立支援法施行規則第6条第1項イの規定に基づく希望者の収入・資産の状況を確認した上で、本事業の利用を決定する。

3 センター長が緊急性を認める場合は、希望者の収入及び資産の状況に関わらず、本事業を希望者に利用させることができる。

4 利用決定にあたり、センター長は、あらかじめ指定管理者と利用について協議する。

5 前項の協議の上、希望者が次の各号に該当すると判断される場合、センター長は本事業の利用を認めないことができる。

- (1) 医療機関で緊急対応することが必要であると考えられる場合
- (2) 施設における集団生活の秩序を乱すおそれが強いと考えられる場合
- (3) 利用の目的が施設の設置目的に合致していないと考えられる場合
- (4) その他、施設管理上著しい支障があると考えられる場合

(指定管理者への入所依頼)

第6条 センター長は、本事業の利用を決定した場合、入所依頼書(第2号様式)により、指定管理者に通知する。

(利用期間)

第7条 本事業の利用者(以下「利用者」という。)の利用期間は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則(平成15年5月横浜市規則第70号)第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と指定管理者の協議により定める。

2 利用期間の変更にあたっては、指定管理者とセンター長はあらかじめ協議を行う。

(簡易宿泊所の利用)

第8条 利用者が傷病等の理由により、自立支援施設での集団生活が困難と判断される場合、指定管理者はセンター長と協議の上、簡易宿泊所で本事業の利用の開始又は利用の継続を認めることができる。

2 前項の規定により簡易宿泊所を利用する場合、その利用期間は7日以内とする。ただし指定管理者が必要と認める場合は、センター長と協議の上で、14日まで延長できる。なお、原則として、簡易宿泊所の利用期間は、前条に規定する自立支援施設での本事業の利用期間に含まない。

3 指定管理者は、第1項の規定により簡易宿泊所を利用する利用者が集団生活可能となった場合、自立支援施設で継続して本事業を利用させる。

4 指定管理者は、第1項の規定により簡易宿泊所を利用する利用者が、簡易宿泊所等の利用期間終了後も集団生活が困難と判断した場合、その後の支援についてセンター長と協議する。

(ホテル等の利用)

第9条 利用者が特定の配慮を必要とする等の理由により、自立支援施設及び簡易宿泊所での滞在が困難と判断される場合、又は区役所での初回相談当日中に十分な時間が確保できない等の理由により、今後の支援の方針及び自立支援施設若しくは簡易宿泊所での滞在について利用者による同意の意思をセンター長が確認できていない場合は、指定管理者はセンター長と協議の上、今後の支援の方針及び滞在所が決定するまでの間、ホテル等で本事業の利用の開始又は利用の継続を認めることができる。

2 前項の規定によりホテル等を利用する場合、その利用期間は14日以内とする。なお、ホテル等の利用期間は、第7条に規定する自立支援施設での本事業の利用期間に含まない。

3 指定管理者は、第1項の規定によりホテル等を利用する利用者による自立支援施設での滞在についての同意の意思をセンター長が確認した場合、自立支援施設で継続して本事業を利用させる。

(アウトリーチにおける健康相談)

第10条 指定管理者は、施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領(平成27年3月27日健保護第2943号)第13条に規定するアウトリーチ活動の実施にあたり、定期的に看護師を同行させる。

2 前項に規定する看護師は、アウトリーチ活動における相談者(以下「相談者」という。)に対し、以下の相談支援を行う。

(1) 面接の実施による健康状態の把握並びに相談者からの健康相談への対応及び必要となる支援・助言

(2) 医療の必要な相談者について、区福祉保健センター等への情報提供

(3) その他、相談対応に伴い必要となること

(事業実施報告)

第11条 指定管理者は、定期的に事業の実施状況について、健康福祉局長に報告する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の利用にあたり必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱の廃止)

- 2 横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱(平成24年4月1日)は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱の廃止)

- 2 横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱(平成16年6月30日)は要綱統合により廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

～ 生活自立支援施設はまかせの利用にあたって ～

1 施設の目的

この施設は自立を目指す意思のある方に対する支援を目的としています。施設職員とともに、自立に向け取り組んでください。

2 守っていただくこと

- (1) 施設内には集団生活上、施設管理上のルールがあります。ルールを守り、周囲に迷惑を掛けずに生活してください。
- (2) 荷物や貴重品等は、各自の責任で管理してください。居室内のロッカーを利用できます。
- (3) 施設を出入りする際は、1階守衛室の警備員へ利用者カードを提示してください。
- (4) 退所する際は、荷物はすべてお持ちください。残されていた場合は、施設で処分することとなります。

3 禁止事項

- (1) 施設利用中の飲酒は禁止です。飲酒をしていることが判明した時点で、施設の利用許可が取り消され、退所となります。
- (2) 危険物や不衛生な物、生物の施設内への持ち込みは禁止されています。なお、仕事道具等については、事前に施設職員にご相談ください。
- (3) 門限、消灯は午後10時です。外泊は禁止されています。なお、夜勤や出張等で外泊が必要となる場合は、事前に施設職員にご相談ください。

4 その他

- (1) 施設から利用中の生活や就労の状況等の報告を受けますので、ご承知おきください。
- (2) その他、不明な点等は施設職員にご相談ください。

※施設の規則等に反する行為は利用許可を取り消されることがあります。

一時生活支援事業利用申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 福祉保健センター長

申請者氏名

一時生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。なお、申請にあたり、現在の収入及び資産状況は下記の通りです。

申請者	氏名	(男・女)
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
	連絡先	
	緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 TEL.
申請目的 (なるべく詳しく書いてください。)		
収入・資産の状況	現在の収入状況	
	<input type="checkbox"/> 収入あり 収入額 円【収入種別： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他 ()】	
	<input type="checkbox"/> 収入なし	
	※収入要件 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）+住宅扶助に基づく額以下であること	
現在の資産の状況		
<input type="checkbox"/> 預貯金あり 預貯金額 円		
<input type="checkbox"/> 預貯金なし		
※資産要件 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。 (ただし、100万円を超えない額とする)。		

横浜市生活自立支援施設

入 所 依 頼 書

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

次の者について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用を決定したので、施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	(男・女)		
利用開始日	年 月 日	担 当	
利用終了 予定日	利用開始日から 原則3か月以内	入所回数	回目(前回 年 月退所)
相談場所(街頭相談等の場合に記入)	前回退所理由(就労退所・期限退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等			
健康状態・留意すべき既往歴			
居所を喪失している期間(7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上)			
最終就労歴(期間・退職日・職種等)			
本人の希望、目標等			
福祉保健センターの意向			
収入・資産の状況(いずれかにチェックする)			
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法施行規則によって定められる収入・資産要件に該当する			
<input type="checkbox"/> 上記には該当しないが、緊急性を勘案し入所の必要を認める			
備考(保護歴、結核検診歴等)			
・保護歴 年 月～ 年 月			
・結核検診 受診医療機関名 受診日 年 月 日			

※ この様式は複写式であり、1枚目(生活自立支援施設の事務処理欄があるもの)は生活自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター控)

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

制定 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2943 号
最近改正 平成 30 年 10 月 1 日 健生支第 2373 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（以下「自立相談支援要綱」という。）第 3 条第 2 項に基づき、生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）の利用者（以下、「利用者」という。）に対する自立相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。なお、相談支援事業の実施にあたり、この要領に記載のない事項については自立相談支援要綱の規定を準用する。

(実施主体)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）において、利用者に対する相談支援事業の実施主体は横浜市とし、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号）第 3 条により市長に指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が相談支援事業を行う。

(職員)

第 3 条 指定管理者は相談支援事業の実施にあたり、以下の職種の専任職員を配置する。

- (1) 主任相談支援員
- (2) 相談支援員
- (3) 就労支援員

(支援対象者等)

第 4 条 一時生活支援事業の利用対象者決定及び事業開始は、横浜市生活困窮者一時生活支援事業要綱（以下、「一時生活支援事業要綱」という。）で定める手続きに従う。

(利用者の相談支援事業の利用)

第 5 条 指定管理者は、利用者から施設の利用許可申請を受理する際に、相談支援事業の申込を受理する。

(継続支援の要否判断)

第 6 条 指定管理者は相談支援事業の利用申込者に対して、インテーク・アセスメントシートにより、アセスメントを行い、継続支援の要否について判断する。

- 2 前項において、継続支援を必要と判断した場合、支援プラン案を作成する。
- 3 第1項において、継続支援を必要としないと判断した場合、一時生活支援事業の利用を決定した福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と協議し、一時生活支援事業及び相談支援事業を終了することができる。

（支援プラン案の作成）

第7条 指定管理者は、相談支援事業利用者と支援目的を共有し、協働して支援プラン案を作成する。

- 2 指定管理者は支援プラン案作成にあたり、横浜市自立支援施設運営要綱に規定する施設の利用者支援の内容、一時生活支援事業要綱に規定する施設の利用期間を反映させる。
- 3 指定管理者はプラン案作成の過程において、センター長と必要な協議及び確認を行う。また、必要に応じて他機関と協議をする。

（支援調整会議）

第8条 指定管理者は、自立相談支援要綱第12条第1項第1号に定める個別支援調整会議（以下、「個別会議」という。）を開催し、支援プラン案を確定させる。

- 2 原則として、個別会議は施設利用開始日から起算して14日以内に開催する。
- 3 個別会議は、第3条に規定する職員、センター長その他、支援プラン決定のために必要な機関により構成する。
- 4 前条第3項に基づき、事前にセンター長と協議し、支援プラン案の確認を得ている場合には、センター長や他機関の出席があったものとみなし、個別会議を開催することができる。
- 5 指定管理者は、個別会議終了後、速やかに議事録を作成し整備する。
- 6 指定管理者は、個別会議で確定した支援プランをセンター長に報告する。

（支援の実施）

第9条 相談支援事業の実施にあたり、指定管理者は支援プランに沿って支援を円滑に行う。

- 2 指定管理者は、支援の実施状況や目標の達成状況を把握するために、定期的にモニタリングを行う。その結果、必要と判断する場合は、支援プランの変更や終結を検討する。

（支援プランの変更）

第10条 前条第2項の規定により、支援プランの変更を要すると判断した場合、指定管理者は評価シートを作成し、利用期間中の様子や目標の達成状況等を本人と協議し、評価した上で、プランの変更案を作成する。

- 2 支援プランの変更に必要な手続きは、第7条、第8条第3項から第6項の規定を準用

する。

(支援の終結及び終了)

第 11 条 利用者への相談支援事業は、支援プランの目標達成をもって終結する。

- 2 支援の終結にあたり、指定管理者は、評価シートを作成し、個別会議を開催する。
- 3 前項の個別会議では、利用期間中の様子や目標の達成状況等を本人と協議し、評価した上で、支援の終結を確定する。
- 4 支援の終結の場合に必要な手続きは、第 8 条第 3 項から第 5 項の規定を準用する。
- 5 支援の終結にあたり、指定管理者は、評価シート等を参考に利用者の退所後の生活の安定に必要な支援の利用調整を行い、退所後の支援機関に利用期間中の支援状況等を引き継ぐ。
- 6 利用者が支援プランの目標達成に至らずに途中で退所する等、指定管理者が本人への継続支援が困難と判断した場合、支援を終了することができる。

(台帳等の整備)

第 12 条 指定管理者は、相談支援事業に関わる書類を整備し、実施状況について、翌月 9 日までに所定の様式及び方法により健康福祉局長へ報告を行う。

(アウトリーチ)

第 13 条 指定管理者は市内を巡回し、一定の住居を持たない生活困窮者（以下「ホームレス等」という。）の実態等を把握する。

- 2 指定管理者は、アウトリーチにより把握したホームレス等に相談支援を実施し、相談場所を管轄する区の福祉保健センターへの同行や情報提供を行う。
- 3 指定管理者は、アウトリーチを円滑に実施するために、福祉保健センターやホームレス等が起居する施設等の管理者等と調整した上で、活動計画を作成し、健康福祉局長へ提出する。
- 4 指定管理者は、健康福祉局長が発行する「横浜市生活困窮者自立相談支援事業従事者証明書」（別記様式）を従事者に携帯させる。

(退所後支援)

第 14 条 指定管理者は、アウトリーチの一環として、施設を退所しアパート等に入居した者に対して、地域での生活安定化のために一定期間退所先を訪問し、必要な相談支援を行う。

- 2 失業や疾病等再び困窮するおそれが生じている場合は、当該地域の自立相談支援機関への支援の引継等、支援の継続を図り、再びホームレス等になることの未然防止に努める。

(ホームレス等総合相談推進懇談会)

第 15 条 指定管理者は、効果的なアウトリーチの実施、適切な支援のあり方等の検討のために、別表に定めるホームレス支援団体、地域住民、学識経験者及び行政機関等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を設置する。

2 懇談会は、指定管理者がアウトリーチ活動で把握した市内のホームレスの実態等について報告を受けて、その効果的な実施方法等についての意見を具申する。

3 指定管理者は、別表に規定する委員のうち行政機関を除き、必要な委員には懇談会の出席にかかる交通費及び謝金を支払う。

4 懇談会は原則公開とする。ただし、委員が必要と判断した場合は非公開とすることができる。

5 指定管理者は、懇談会の内容について速やかに議事録を作成し、健康福祉局長に報告する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(ホームレス総合相談推進事業実施要綱等の廃止)

2 ホームレス総合相談推進事業実施要綱(平成 16 年 3 月 2 日制定)及びホームレス総合相談推進懇談会実施要綱(平成 16 年 1 月 21 日制定)、横浜市生活自立支援施設退所後の自立に向けたアフターフォロー事業実施要綱(平成 27 年 3 月 27 日制定)は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式

《表》

横浜市生活困窮者自立相談支援事業	
従事者証明書（第 号）	
『横浜市生活自立支援施設はまかせ』	
横浜市中区寿町 4-13-1 横浜市生活自立支援施設 はまかせ	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	指定管理者名 相談員氏名
年 月 日	横浜市健康福祉局長 印

《裏》

<p>この証明書は、裏面の者が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の従事者であることを証明するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">勤務中においては、この証明書を携行すること。関係人からの求めがあった場合には、この証明書を提示すること。本事業に従事しなくなったときには、速やかに横浜市に返還すること。 <p style="text-align: right;">『施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領』 第13条第4項</p>

別表

ホームレス等総合相談推進懇談会委員

ホームレス支援団体	代表者
地域住民	地区自治会会長 地区民生委員児童委員協議会会長
学識経験者等	学識経験者
行政	環境創造局公園緑地部公園緑地管理課長 道路局道路部管理課長 中区福祉保健センター生活支援課長 健康福祉局援護対策担当課長

横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 216 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2803 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ホームレスの実情に詳しいもの
- (3) 施設のある地域の実情に詳しいもの
- (4) 会計・経理に詳しいもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行うものとする。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設第三者評価委員会設置要綱（平成20年4月1日 健保護第139号）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(その他)

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。